

《令和7年度事業計画》

I. 基本方針並びに重点事項

阿蘇法人会は、公益社団法人会の基本的指針『法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する、経営者の団体である』に則り、①税に関する活動 ②会員企業の発展と地域の活性化 ③社会貢献活動 ④会員交流事業と会員増強 ⑤会員企業の福利厚生の5つを重点目標とし、以下に掲げる諸施策に取り組む事とする。

II 【税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業】《公益目的事業1》

1 税知識の普及を目的とする事業

イ 新規法人説明会の開催

新たに法人として設立された企業に対し、必要な諸届けなどの手続き及び事業の開始に際しての法人税法上の留意点等についての理解を促すことを目的としている。阿蘇税務署管内に設立された1年以内の全法人を対象に開催要項を郵送にて案内する。また、本会のホームページにも公開し参加を募って、設立1年以上経過の法人も参加できることとする。年1回の開催で受講料は無料で、講師は阿蘇税務署法人課税部門及び税理士に依頼する。

ロ 税務研修会の開催

さまざまな税を研修のテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、正しい税知識を身につけることを目的に本会、支部、青年部会、女性部会それぞれで企画し開催する。開催要項は本会のホームページに掲載し周知する。誰でも参加できることとし、加えて広報誌に案内を同封し会員に送付し、会員より非会員への告知を行う。講師は阿蘇税務署法人課税部門または、税理士等専門家に依頼する。

ハ くまもとZei税ウォーキングの共催

社団法人熊本県法人会連合会が次世代の税知識の普及を目的に開催する、熊本城周辺で小学生高学年に税の知識をクイズ形式で理解を求める「くまもとZei税ウォーキング」に参加している。運営スタッフ要員として、本会の青年部会及び女性部会を企画立案及び構成の段階より参画させるとともに、阿蘇税務署管内から参加希望者を募り保護者と共に参加させている。

2 納税意識の高揚を目的とする事業

イ 納税表彰式の参加

税務協力団体の活動を積極的に行い納税意識の高揚及び税知識の普及推進に対して永年の功労があった者に対し阿蘇税務署長より、表彰状及び感謝状が贈られる。本会は阿蘇税務関係団体長協議会の一員として出席し一層の納税協力活動の推進者を育成すると共に広く社会に納税の重要性を広報することを目的としている。

ロ 税金クイズ大会の実施

次代を担う小学生及び中学生を対象に社会に一員として税を身近に感じてもらう税についての理解と意識啓発を促すことを目的として実施する。

阿蘇税務署と連携を図り、租税教育推進連絡協議会等を介し租税教室を実施する。

租税教室の中で税金クイズを実施し又、税金クイズについては、各イベントの開催に併せ計画し、開催要項は阿蘇郡市全家庭に配布される情報誌や各地域のコミュニティセンターの掲示板への掲載、各学校へ郵送し案内する。加えて本会の広報誌に案内を同封し会員に送付し、広く開催の告知を行う。また、本会のホームページでも掲載し周知する。

ハ 税に関する作品の表彰

国税庁の「税を考える週間」に合わせ、阿蘇地区税務関係団体との共催により、阿蘇税務署管内の小学生及び中学生を対象に「税」をテーマに作文、ポスター、標語、習字を募集する。募集に関しては各学校に依頼し、応募作品の中から、阿蘇税務署及び共催である阿蘇地区税務連絡協議会の役員にて優れた作品を選考し、表彰する。受賞作品は阿蘇市役所、JR宮地駅に掲示及び展示し、また当会の広報誌やホームページにも掲載する。

二 絵はがきコンクール

それぞれ管内の小学4年生から6年生を対象に「税」をテーマにした絵はがきを募集して毎年1回実施（昨年から夏休みを対象）する。

優秀作品については、一般社団法人熊本県法人会連合会へ出品する。

本会の募集要項は依頼状を阿蘇税務署管内全小学校へ郵送し、また学校を訪問して依頼する。優秀作品については、小学校に出向き表彰及び副賞を授与する。

ホ ホームページ及び広報誌による税情報の発信

インターネットによる本会のホームページでは各種研修会、講習会の開催や参加要請を掲載する。さらに、国税庁や熊本県ホームページのリンクを行う等、適宜必要な税に関する情報を提供する。また、本会の広報誌である「阿蘇法人ニュース」は年2回、発行する。

又、税について正しい知識と納税意識の啓発を目的とする事業であり、各地区で開催されるイベント等で、来場者を対象とし税に関する冊子、税啓発及び広報グッズ等の無料配布を実施する。

3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

イ 税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出

公益財団法人全国法人会総連合においては、毎年、中小企業の税負担の軽減と合理化及び簡素化、適正公平な税制、税務に関する提言を行うため、会員から税制に関する意見要望を取りまとめて、税制改正要望大会を行い関係機関に対し要望活動を行っている。本会においても会員から税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人熊本県法人会連合会及び公益財団法人全国法人会総連合に上申している。

III【地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業】《公益目的事業2》

1 事業の概要について

【事業の趣旨】

地域の中小企業の経営に役立つことを目的として、会計、経営、労務、法務を中心として研修会を実施することで、より広範囲な学習が可能になり、地域企業の健全な発展に資する事業を行う。中小企業単独では難しい企業の社会的責任を果たす

ため、団体として地域社会への貢献活動を行うことを目的としている。

(1) 実務セミナーの実施

地域企業の健全な発展を目的とし、阿蘇税務署管内の全法人を対象に、参加者が「すぐに業務に活かすことのできる」をモットーに、税務、会計、経営、法律等の様々なテーマを設けて開催する。開催要項は本会のホームページに掲載して周知し、誰でも参加できることとし、非会員にも広く参加を呼び掛ける。講師には、税理士、公認会計士、経営コンサルタント、弁護士等に依頼する。

(2) 地域社会への貢献を目的とする事業

(イ) 献血キャンペーン活動

熊本県日本赤十字血液センターと連携を取り、主に毎年一番血液が不足する冬場に本会の青年部会が中心となり実施する。開催日は、本会のホームページに掲載して周知を行う。

(ロ) 小学校及び中学校への書籍等の寄贈

これからの社会を担っていく児童及び生徒の教育促進の一助になる事を目的とし、阿蘇税務署管内の小学校及び中学校に対して図鑑等の図書及び本棚等の寄贈を実施する。

＜対象者＞阿蘇税務署管内の小学校及び中学校

(ハ) 地区のまつり（イベント）への参加

阿蘇税務署管内の各地域によるまつり（イベント）は、地域の活性化及び地域振興と居住者の交流を目的として様々な行事が開催されており、本会としては税情報をはじめ様々な地域情報の提供の場として、金銭的支援をはじめ、来場者に対し税に関する冊子等の無料配布を行う。

開催要項は、地域で発行されるチラシ等に告知を掲載し配布、コミュニティセンターの掲示板などへの掲載により広く周知する。会場は各まつり（イベント）の主催者が使用する公園や施設の一部を無料で借用する。

(二) 福祉施設入居者との交流

阿蘇税務署管内の福祉施設に入居されている方との交流を深めることを目的としたボランティア活動を本会の女性部会が中心となり、未使用のタオルやお菓子等持ち寄り老人ホーム等へ慰問を行う。

(ホ) 講演会の開催

文化、芸術及び地域の産業などの多岐に渡った内容にて、「税を考える週間」に講演会を実施する。これからの次代を担っていく子供たちに夢と希望を与えられるよう知名度があり、また興味の湧くような著名人の体験談等や、現在の社会情勢及び経済などを主な講演の内容とする。参加料は無料で、開催要領は地域住民へチラシの配布及び本会のホームページにて掲載し開催の告知を行う。

(ヘ) 「いちごプロジェクト」の推進活動

東日本大震災の影響による供給電力の大幅な減少に対し、家庭や職場における電力需要ピーク時間帯の使用電力の削減要請に応えるため、政府が掲げる節電目標15「いちご」%削減に由来した「いちごプロジェクト」活動として節電の啓

蒙を推進する。この「いちごプロジェクト」の取り組みは、公益財団法人全国法人会総連合で発足され、本会を含む熊本県下法人会の大部分が推進している。本会では、7～9月、12～3月の電力需要ピーク時に節電し、緊急・計画停電を回避させるため、その取組要請を、本会の広報誌・ホームページに掲載して周知するとともに、会員のみならず一般市民にも広く呼び掛けを行っている。

IV 事務受託事業 《収益事業1》

阿蘇税務署管内の7名の組合員で構成される阿蘇たかな漬協同組合（以下、「組合」という。）は、阿蘇特産の阿蘇たかな漬を製造し、全国に向け販売している。「阿蘇たかな漬」は地域の特産品として、平成19年1月に特許庁より地域ブランドとして商標認定を受け、2023年には文化庁より「100年フード」認定を受けている。本会としては、地域の漬物業者、生産農家の活性化のために事務処理の一部を組合より受託している。尚、組合員のすべてが本会の会員であり、事務受託料は年間15万円である。

V その他の事業(相互扶助事業) について 《その他の事業1》

1 会員の交流及び会員支援のための事業

イ 新年賀詞交歓会

（一社）熊本県法人会連合会が主催し、地域企業の経営者が集い交流することを目的とする。

ロ 通常総会終了後の懇親会

通常総会終了後に、通常総会において承認された事業計画等の事業実現に向けた意思統一を図る事、また会員相互の親睦を深め情報交換及び名刺交換などの異業種交流が目的である。

ハ チャリティゴルフ大会

本会の主催でも年1回開催しており、これも会員相互の親睦を図ることはもとより、参加者からのチャリティ募金を阿蘇税務署管内市町村の社会福祉協議会寄贈する。

ニ 交流親睦会

会員研修等の終了後に各会員の親交を深め、異業種交流を図ることを目的としている。

ホ その他の事業(相互扶助事業) について

VI 委員会、支部活動について

- 1 委員会活動については、上記掲載内容を委員会毎に具体化して委員会の活動の指針とする。
- 2 支部活動については、親会の基本方針に則り、支部毎に方針、計画をたて毎年度親会の承認を受けるものとする。費用が伴う場合は理事会の承認を必要とする。